

第12回教育委員会定例会 案件表

日 時

令和6年6月28日(金) 午後3時30分から

議 題

1 練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について

2 議 案

(1) 議案第23号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について (資料1)

3 陳 情

(1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める
陳情書〔継続審議〕

(2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ
事件等に関する陳情書〔継続審議〕

4 協 議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

5 報 告

(1) 教育長報告

令和6年第二回練馬区議会定例会提出議案について (資料2)

令和6年度区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について (資料3)

練馬区立石神井図書館の指定管理者の選定について (資料4)

練馬区立谷原フレンドおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブ
の指定管理者の選定について (資料5)

令和6年度練馬子ども議会の開催について (資料6)

ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)の実施について (資料7)

その他

議案第23号

練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

上記の議案を提出する。

令和6年6月28日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

このことについて、練馬区子ども・子育て会議条例（平成25年6月練馬区条例第52号）第3条の規定に基づき、練馬区長から参考資料のとおり意見を求められたので、別紙のとおり回答する。

別 紙

練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

練馬区子ども・子育て会議委員の選定について、当委員会として同意します。

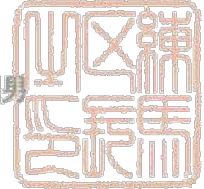
参考資料

6 練教こ子第 10037 号

令和 6 年 6 月 18 日

練馬区教育委員会 殿

練馬区長 前川 燦男



練馬区子ども・子育て会議委員の委嘱に関する意見聴取について

練馬区子ども・子育て会議委員の委嘱に当たり、練馬区子ども・子育て会議条例（平成 25 年 6 月練馬区条例第 52 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、下記について貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 子ども・子育て会議委員の変更

子ども・子育て支援に関する事業に従事する委員のうち 1 名から、練馬区子ども・子育て会議委員の変更について届出があり、これを了承した。後任の委員については、以下の者に委嘱する。

氏名	概要
渡田 真	練馬区私立幼稚園協会 会員

2 任期

令和 7 年 6 月 30 日まで

※条例第 4 条の規定により、任期は前任者の残任期間とする。

3 変更後の委員名簿（案）

別紙のとおり



令和5・6年度 練馬区子ども・子育て会議 委員名簿

(構成区分別・50音順、敬称略)

(1) 法第6条第2項に規定する保護者

No.	氏 名	備 考
1	小島 めぐみ	公募委員
2	清水 由里子	公募委員
3	瀬川 真	公募委員
4	ティアコジュイモ 歩	公募委員
5	檜垣 真衣	公募委員

(2) 事業主を代表する者

1	小池 道子	東京商工会議所 練馬支部 不動産分科会 副分科会長
2	鈴木 健之	練馬産業連合会 副会長

(3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

1	桑田 則行	練馬区私立保育園協会 会長
2	重松 伴武	民設学童保育運営者 株式会社 キッズボイス 代表取締役
3	濱田 実	練馬区私立幼稚園協会 会長
4	土田 秀行	東京都社会福祉協議会 児童部会
5	井上 静香	練馬区障害者団体連合会

(4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

1	有村 大士	日本社会事業大学 社会福祉学部 教授
2	小櫃 智子	東京家政大学 子ども支援学部 教授

(5) その他区長が必要と認める者

1	尾形 恵美子	練馬区民生児童委員協議会 主任児童委員
---	--------	---------------------

資料 2	
------	--

令和6年6月28日
教育委員会事務局

令和6年第二回練馬区議会定例会提出議案について

令和6年5月24日第10回教育委員会定例会で報告した令和6年第二回練馬区議会定例会への議案提出について、以下のとおり区長より提出されたので、報告する。

No.	所管課	件名および内容説明	施行日
1	子育て支援課	練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例	令和7年4月1日
		(内容) 別紙1のとおり	
2	子育て支援課	練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例	令和7年4月1日
		(内容) 別紙2のとおり	
3	保育課	練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	公布の日
		(内容) 別紙3のとおり	



別	紙	1
---	---	---

議案第49号

練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年6月10日

提出者 練馬区長 前 川 燿 男

練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

練馬区立学童クラブ条例（平成元年12月練馬区条例第56号）の一部をつぎのよ
うに改正する。

別表第1 練馬区立大泉桜学園学童クラブの項を削る。

別表第2 練馬区立大泉桜学園学童クラブの項を削る。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参考資料

令和 6 年 6 月 14 日

こども家庭部子育て支援課

議案第 49 号 練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

1 改正の理由および内容

ねりっこクラブの実施に伴い、練馬区立大泉桜学園学童クラブを廃止するため、当該学童クラブを別表第 1 および別表第 2 から削る。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

3 新旧対照表

裏面のとおり

4 参考資料

別紙のとおり

練馬区立学童クラブ条例新旧対照表

現 行	改正案												
<p>本 則 [略]</p> <p>付 則 [略]</p>	<p>本 則 [略]</p> <p>付 則 [略]</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>												
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="245 759 798 945"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>練馬区立大泉桜学園学童クラブ</td> <td>東京都練馬区大泉学園町九丁目2番12号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	練馬区立大泉桜学園学童クラブ	東京都練馬区大泉学園町九丁目2番12号	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="823 759 1375 945"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[削る]</td> <td>[削る]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	[削る]	[削る]
名称	位置												
[略]	[略]												
練馬区立大泉桜学園学童クラブ	東京都練馬区大泉学園町九丁目2番12号												
名称	位置												
[略]	[略]												
[削る]	[削る]												
<p>別表第2（第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="245 1005 798 1146"> <thead> <tr> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>練馬区立大泉桜学園学童クラブ</td> </tr> </tbody> </table>	名称	[略]	練馬区立大泉桜学園学童クラブ	<p>別表第2（第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="823 1005 1375 1146"> <thead> <tr> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[削る]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	[略]	[削る]						
名称													
[略]													
練馬区立大泉桜学園学童クラブ													
名称													
[略]													
[削る]													

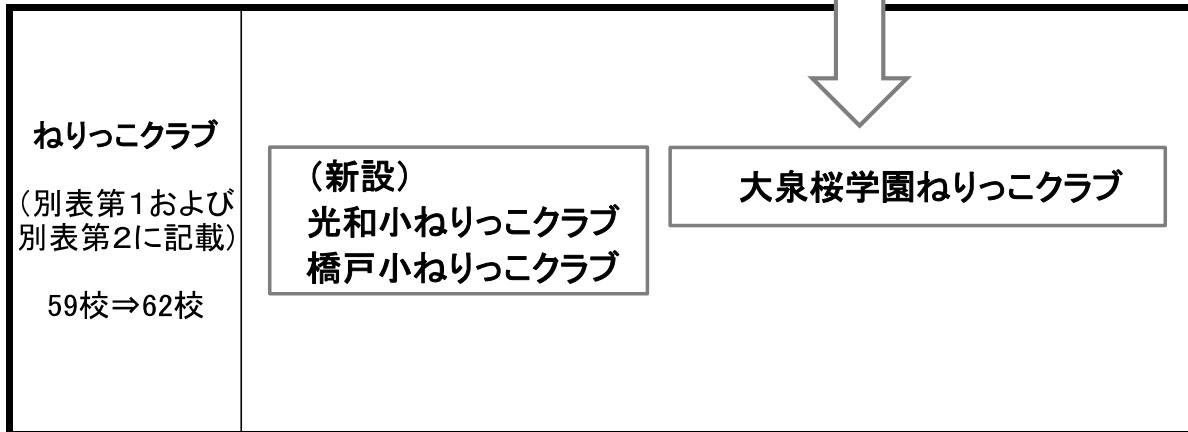
練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例
 練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例

概要図

【練馬区立学童クラブ条例】



【練馬区ねりっこクラブ条例】





議案第50号

練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年6月10日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例

練馬区ねりっこクラブ条例（平成27年6月練馬区条例第46号）の一部をつぎの
ように改正する。

別表第1 練馬区下石神井小ねりっこクラブの項のつぎに つぎの ように加える。

練馬区光和小ねり っこクラブ	練馬区立光和小学校	東京都練馬区石神井町二丁 目16番34号
	練馬区立光和小ねりっこ学 童クラブ	東京都練馬区石神井町二丁 目16番34号

別表第1 練馬区大泉学園緑小ねりっこクラブの項のつぎに つぎの ように加え
る。

練馬区大泉桜学園 ねりっこクラブ	練馬区立大泉学園桜小学校	東京都練馬区大泉学園町九 丁目2番2号
	練馬区立大泉桜学園ねりっ こ学童クラブ	東京都練馬区大泉学園町九 丁目2番12号

別表第1 練馬区泉新小ねりっこクラブの項のつぎに つぎの ように加える。

練馬区橋戸小ねり っこクラブ	練馬区立橋戸小学校	東京都練馬区大泉町二丁目 11番25号
	練馬区立橋戸小ねりっこ学	東京都練馬区大泉町二丁目

	童クラブ	11番25号
--	------	--------

別表第2 練馬区下石神井小ねりっこクラブの項のつぎにつきのように加える。

練馬区光和小ねりっこクラブ

別表第2 練馬区大泉学園緑小ねりっこクラブの項のつぎにつきのように加える。

練馬区大泉桜学園ねりっこクラブ

別表第2 練馬区泉新小ねりっこクラブの項のつぎにつきのように加える。

練馬区橋戸小ねりっこクラブ

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参考資料

令和6年6月14日

こども家庭部子育て支援課

議案第50号 練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例

1 改正の理由および内容

つぎに掲げるねりっこクラブを実施するため、これらを別表第1および別表第2に加える。

- (1) 練馬区光和小ねりっこクラブ
- (2) 練馬区大泉桜学園ねりっこクラブ
- (3) 練馬区橋戸小ねりっこクラブ

2 施行期日

令和7年4月1日

3 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区ねりっこクラブ条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
本 則 [略]			本 則 [略]		
付 則 [略]			付 則 [略]		
			付 則		
			この条例は、令和7年4月1日から施行する。		
別表第1 (第4条関係)			別表第1 (第4条関係)		
名称	実施場所		名称	実施場所	
	施設の名称	位置		施設の名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区下石神井小ねりっこクラブ	練馬区立下石神井小学校	東京都練馬区下石神井二丁目20番18号	練馬区下石神井小ねりっこクラブ	練馬区立下石神井小学校	東京都練馬区下石神井二丁目20番18号
	練馬区立下石神井小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区下石神井二丁目20番18号		練馬区立下石神井小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区下石神井二丁目20番18号
[新設]	[新設]	[新設]	練馬区光和小ねりっこクラブ	練馬区立光和小学校	東京都練馬区石神井町二丁目16番34号
	[新設]	[新設]		練馬区立光和小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区石神井町二丁目16番34号
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
練馬区大泉学園緑小ねりっこクラブ	練馬区立大泉学園緑小学校	東京都練馬区大泉学園町五丁目11番47号	練馬区大泉学園緑小ねりっこクラブ	練馬区立大泉学園緑小学校	東京都練馬区大泉学園町五丁目11番47号
	練馬区立大泉学園緑小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区大泉学園町五丁目11番37号		練馬区立大泉学園緑小ねりっこ学童クラブ	東京都練馬区大泉学園町五丁目11番37号
[新設]	[新設]	[新設]	練馬区大泉桜学園ねりっこクラブ	練馬区立大泉学園桜小学校	東京都練馬区大泉学園町九丁目2番2号
	[新設]	[新設]		練馬区立大泉桜学園ねりっこ学	東京都練馬区大泉学園町九丁目

練馬区泉 新小ねり っこクラ ブ	練馬区立泉新小 学校	東京都練馬区三 原台三丁目18番 30号
	練馬区立泉新小 ねりっこ学童ク ラブ	東京都練馬区三 原台三丁目18番 30号
[新設]	[新設]	[新設]
	[新設]	[新設]
[略]	[略]	[略]

別表第2（第7条関係）

名称
[略]
練馬区下石神井小ねりっこクラブ
[新設]
[略]
練馬区大泉学園緑小ねりっこクラブ
[新設]
練馬区泉新小ねりっこクラブ
[新設]
[略]

	童クラブ	2番12号
練馬区泉 新小ねり っこクラ ブ	練馬区立泉新小 学校	東京都練馬区三 原台三丁目18番 30号
	練馬区立泉新小 ねりっこ学童ク ラブ	東京都練馬区三 原台三丁目18番 30号
練馬区橋 戸小ねり っこクラ ブ	練馬区立橋戸小 学校	東京都練馬区大 泉町二丁目11番 25号
	練馬区立橋戸小 ねりっこ学童ク ラブ	東京都練馬区大 泉町二丁目11番 25号
[略]	[略]	[略]

別表第2（第7条関係）

名称
[略]
練馬区下石神井小ねりっこクラブ
練馬区光和小ねりっこクラブ
[略]
練馬区大泉学園緑小ねりっこクラブ
練馬区大泉桜学園ねりっこクラブ
練馬区泉新小ねりっこクラブ
練馬区橋戸小ねりっこクラブ
[略]



議案第51号

練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月10日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年10月練馬区条例第44号）の一部をつぎのように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月14日

こども家庭部保育課

議案第51号 練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正され、小規模保育事業（A型・B型）および事業所内保育事業における保育士の配置に関する基準（以下「保育士配置基準」という。）が変更されたことを踏まえ、所要の改正を行う。

2 改正の内容

小規模保育事業（A型・B型）および事業所内保育事業における保育士配置基準を、つぎのとおり変更する。（第29条、第31条、第44条、第47条関係）

(1) 満3歳以上満4歳に満たない児童

おおむね20人につき1人 → おおむね15人につき1人

(2) 満4歳以上の児童

おおむね30人につき1人 → おおむね25人につき1人

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(職員)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)</p> <p>3 [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)</p> <p>3 [略]</p>
<p>(職員)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 保育従事者の数は、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6割以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)</p> <p>3 [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 保育従事者の数は、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6割以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)</p> <p>3 [略]</p>
<p>(職員)</p> <p>第44条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1の保育</p>	<p>(職員)</p> <p>第44条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1の保育</p>

所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。）

3 [略]

(職員)

第47条 [略]

2 保育従事者の数は、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。）

3 [略]

付 則 [略]

所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。）

3 [略]

(職員)

第47条 [略]

2 保育従事者の数は、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。）

3 [略]

付 則 [略]

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 3	
------	--

令和6年6月28日
教育振興部学務課

令和6年度 区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について

1 区立幼稚園の園児数および学級数 各年度：5月1日現在

(単位：人)

区 分		4歳児	5歳児	計
6年度	園児数(a)	66	81	147
	学級数(b)	6	6	12
5年度	園児数(c)	66	84	150
	学級数(d)	6	6	12
差引園児数(a) - (c)		0	3	3
差引学級数(b) - (d)		0	0	0

参考 私立幼稚園の園児数 各年度：5月1日現在

(単位：人)

区 分		3歳児	4歳児	5歳児	計
6年度	園児数(38園)	1,788	2,142	2,370	6,300
	うち練馬こども園(26園)	1,451	1,709	1,864	5,024
5年度	園児数(38園)	2,097	2,374	2,482	6,953
	うち練馬こども園(24園)	1,599	1,798	1,852	5,249

2 区立小学校の児童数および学級数 各年度：5月1日現在

(単位：人、級)

学 年		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
6年度	児童数(a)	5,345	5,623	5,618	5,755	5,653	5,549	33,543
	学級数(b)	184	190	192	191	189	168	1,114 (68)
5年度	児童数(c)	5,595	5,597	5,753	5,629	5,532	5,397	33,503
	学級数(d)	190	191	192	189	168	166	1,096 (65)
差引児童数(a) - (c)		250	26	135	126	121	152	40
差引学級数(b) - (d)		6	1	0	2	21	2	18 (3)

学級数の合計欄の括弧は、特別支援学級の数(学年分けがないため、外数で表記)

3 区立中学校の生徒数および学級数 各年度：5月1日現在

(単位：人、級)

学 年		1年	2年	3年	合計
6年度	生徒数(a)	4,252	4,542	4,430	13,224
	学級数(b)	128	129	125	382 (35)
5年度	生徒数(c)	4,512	4,386	4,584	13,482
	学級数(d)	134	124	131	389 (34)
差引生徒数(a) - (c)		260	156	154	258
差引学級数(b) - (d)		6	5	6	7 (1)

学級数の合計欄の括弧は、特別支援学級の数(学年分けがないため、外数で表記)

4 特別支援学級等児童数一覧 各年度：5月1日現在

【小学校・特別支援学級(固定級)】

(単位：人、級)

	児童数(学年別)							学級数	教員数
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計		
6年度	58	95	76	84	76	88	477	68	85
5年度	74	67	75	77	87	80	460	65	82
差引数	16	28	1	7	11	8	17	3	3

【小学校・特別支援学級(通級)】

(単位：人、級)

	児童数(学年別)							学級数	教員数
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計		
6年度	41	91	74	55	30	27	318	19	27
5年度	37	80	74	54	33	18	296	19	27
差引数	4	11	0	1	3	9	22	0	0

【小学校・特別支援教室(情緒障害等)】

(単位：人)

	児童数(学年別)							教員数
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	
6年度	146	158	193	184	146	91	918	77
5年度	136	146	167	158	120	100	827	70
差引数	10	12	26	26	26	9	91	7

5 特別支援学級等生徒数一覧 各年度：5月1日現在

【中学校・特別支援学級(固定級)】

(単位：人、級)

	生徒数(学年別)				学級数	教員数
	1年	2年	3年	合計		
6年度	80	92	77	249	35	48
5年度	85	72	82	239	34	45
差引数	5	20	5	10	1	3

【中学校・特別支援学級(通級)】

(単位：人、級)

	生徒数(学年別)				学級数	教員数
	1年	2年	3年	合計		
6年度	4	5	2	11	1	2
5年度	5	2	4	11	1	2
差引数	1	3	2	0	0	0

【中学校・特別支援教室(情緒障害等)】

(単位：人)

	生徒数(学年別)				教員数
	1年	2年	3年	合計	
6年度	93	89	80	262	23
5年度	98	79	86	263	22
差引数	5	10	6	1	1

6 国都私立学校への入学の状況

(単位：人、%)

入学年度	小学校				中学校			
	学齢簿 登載者	特別支援学校 (都立)	国都私立	入学率%	学齢簿 登載者	特別支援学校 (都立)	国都私立	入学率%
6年度	5,673	53	222	4.0	5,754	47	1,287	22.6
5年度	5,940	49	216	3.7	6,102	45	1,365	22.5
4年度	5,906	49	210	3.6	5,840	50	1,275	22.0
3年度	6,066	47	213	3.5	5,964	46	1,253	21.2
2年度	5,820	49	201	3.5	5,887	46	1,312	22.3

【注】学齢簿登載者数：各年度4月7日時点

【注】入学率：学齢簿搭載者から特別支援学校（都立）の入学者を除く、国都私立の入学率

令和6年5月1日現在 児童数等一覧表

小学校名	通 常 の 学 級												合 計		特別支援学級 (固定級)	
	1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年					
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数		
1 旭丘	42	2	22	1	28	1	29	1	28	1	25	1	174	7	17	2
2 小竹	49	2	54	2	60	2	44	2	56	2	53	2	316	12		
3 豊玉	79	3	81	3	107	4	70	2	79	3	77	2	493	17		
4 豊玉第二	50	2	56	2	37	2	38	2	30	1	47	2	258	11	37	5
5 豊玉東	52	2	58	2	52	2	78	3	61	2	59	2	360	13		
6 豊玉南	91	3	94	3	86	3	108	4	88	3	87	3	554	19		
7 中村	137	4	123	4	158	5	161	5	166	5	155	4	900	27		
8 中村西	63	2	67	2	66	2	69	2	79	3	68	2	412	13		
9 早宮	75	3	100	3	71	3	93	3	88	3	69	2	496	17		
10 開進第一	88	3	105	4	121	4	108	3	106	4	102	3	630	21		
11 開進第二	84	3	67	2	79	3	93	3	88	3	82	3	493	17	22	3
12 開進第三	122	4	116	4	128	4	121	4	131	4	121	4	739	24		
13 開進第四	67	2	89	3	84	3	86	3	91	3	108	3	525	17		
14 仲町	141	5	127	4	134	4	126	4	136	4	133	4	797	25		
15 南町	49	2	60	2	69	2	73	3	49	2	71	2	371	13		
16 北町	111	4	133	4	107	4	127	4	114	4	112	3	704	23	30	4
17 北町西	84	3	74	3	76	3	81	3	82	3	67	2	464	17		
18 練馬	81	3	83	3	87	3	64	2	73	3	65	2	453	16		
19 練馬第二	89	3	75	3	69	2	73	3	71	2	42	2	419	15		
20 練馬第三	76	3	85	3	84	3	91	3	88	3	75	2	499	17	54	7
21 練馬東	79	3	79	3	96	3	107	4	78	3	81	2	520	18	27	4
22 田柄	71	3	101	3	78	3	98	3	81	3	94	3	523	18		
23 田柄第二	81	3	79	3	94	3	76	3	87	3	72	2	489	17		
24 向山	83	3	73	3	86	3	86	3	81	3	76	2	485	17		
25 豊溪	82	3	89	3	86	3	83	3	71	2	73	2	484	16		
26 旭町	61	2	51	2	53	2	62	2	50	2	56	2	333	12		
27 高松	103	3	112	4	109	4	105	3	125	4	111	3	665	21		
28 春日	47	2	43	2	51	2	46	2	61	2	54	2	302	12		
29 光が丘四季の香	82	3	72	2	88	3	68	2	69	2	75	2	454	14		
30 光が丘春の風	78	3	107	4	90	3	115	4	99	3	90	3	579	20	25	4
31 光が丘夏の雲	79	3	66	2	77	3	95	3	87	3	90	3	494	17		
32 光が丘秋の陽	63	2	45	2	59	2	64	2	49	2	61	2	341	12		
33 光が丘第八	28	1	26	1	39	2	29	1	31	1	34	1	187	7	41	6

小学校名	通 常 の 学 級														特別支援学級 (固定級)	
	1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		合 計		児童数	学級数
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数		
34 石神井	113	4	112	4	126	4	78	3	102	3	89	3	620	21		
35 石神井東	61	2	69	2	74	3	55	2	78	3	76	2	413	14		
36 石神井西	86	3	86	3	83	3	83	3	57	2	83	3	478	17	19	3
37 石神井台	77	3	78	3	77	3	88	3	100	3	89	3	509	18		
38 上石神井	115	4	127	4	129	4	135	4	118	4	133	4	757	24		
39 上石神井北	130	4	141	4	100	3	123	4	129	4	113	3	736	22	39	7
40 下石神井	113	4	152	5	135	4	133	4	142	5	144	4	819	26		
41 光和	135	4	117	4	137	4	125	4	127	4	153	4	794	24		
42 谷原	118	4	126	4	126	4	138	4	109	4	102	3	719	23	34	5
43 北原	96	3	99	3	114	4	117	4	119	4	122	3	667	21		
44 立野	89	3	87	3	82	3	102	3	83	3	85	3	528	18		
45 関町	102	3	116	4	119	4	125	4	107	4	117	3	686	22		
46 関町北	105	3	111	4	99	3	87	3	101	3	97	3	600	19		
47 大泉	94	3	93	3	105	3	87	3	92	3	93	3	564	18	14	2
48 大泉第一	35	1	44	2	32	1	53	2	39	2	48	2	251	10		
49 大泉第二	107	4	117	4	113	4	145	5	116	4	148	4	746	25		
50 大泉第三	70	2	97	3	71	3	71	3	99	3	75	2	483	16	35	5
51 大泉第四	84	3	80	3	89	3	87	3	104	3	90	3	534	18		
52 大泉第六	58	2	58	2	48	2	51	2	68	2	61	2	344	12		
53 大泉東	134	4	140	4	130	4	147	5	109	4	97	3	757	24	29	4
54 大泉西	63	2	64	2	74	3	62	2	65	2	66	2	394	13		
55 大泉南	106	4	107	4	87	3	101	3	130	4	93	3	624	21		
56 大泉北	78	3	85	3	105	3	95	3	94	3	92	3	549	18		
57 大泉学園	58	2	48	2	55	2	59	2	49	2	61	2	330	12	23	3
58 大泉学園緑	68	2	83	3	73	3	84	3	79	3	87	3	474	17		
59 大泉学園桜	50	2	45	2	66	2	56	2	65	2	59	2	341	12		
60 泉新	95	3	80	3	83	3	79	3	82	3	102	3	521	18		
61 橋戸	40	2	56	2	41	2	48	2	50	2	48	2	283	12		
62 南田中	51	2	65	2	48	2	56	2	72	3	51	2	343	13	31	4
63 南が丘	44	2	67	2	51	2	64	2	61	2	50	2	337	12		
64 富士見台	88	3	112	4	85	3	104	3	95	3	92	3	576	19		
65 八坂	57	2	54	2	76	3	66	2	63	2	60	2	376	13		
合 計	5,287	184	5,528	190	5,542	192	5,671	191	5,577	189	5,461	168	33,066	1,114	477	68

区立小学校合計人数（通常の学級＋特別支援学級〔固定級〕）33,543人

令和6年5月1日現在 生徒数等一覧表

中学校名	通常の学級								特別支援学級 (固定級)	
	1年		2年		3年		通常の学級合計		生徒数	学級数
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数		
1 旭丘	50	2	47	2	52	2	149	6	17	3
2 豊玉	92	3	103	3	83	3	278	9		
3 豊玉第二	68	2	82	3	70	2	220	7		
4 中村	171	5	170	5	191	5	532	15	15	2
5 開進第一	133	4	133	4	152	4	418	12		
6 開進第二	133	4	126	4	137	4	396	12		
7 開進第三	101	3	143	4	125	4	369	11		
8 開進第四	163	5	154	4	140	4	457	13		
9 北町	116	4	147	4	98	3	361	11		
10 練馬	114	4	162	5	150	4	426	13	32	4
11 練馬東	124	4	81	3	108	3	313	10		
12 貫井	146	4	137	4	147	4	430	12		
13 田柄	77	3	119	3	136	4	332	10		
14 豊溪	44	2	55	2	38	1	137	5		
15 光が丘第一	88	3	86	3	68	2	242	8		
16 光が丘第二	107	3	109	3	108	3	324	9		
17 光が丘第三	148	4	128	4	131	4	407	12	43	6
18 石神井	200	6	186	5	192	5	578	16	48	6
19 石神井東	190	5	177	5	205	6	572	16		
20 石神井西	198	5	248	7	204	6	650	18		
21 石神井南	112	3	126	4	117	3	355	10		
22 上石神井	133	4	148	4	112	3	393	11		
23 南が丘	86	3	96	3	87	3	269	9	17	3
24 谷原	142	4	172	5	173	5	487	14	27	4
25 三原台	142	5	175	5	180	5	497	15		
26 大泉	247	7	238	6	217	6	702	19	50	7
27 大泉第二	169	5	180	5	183	5	532	15		
28 大泉西	168	5	199	5	166	5	533	15		
29 大泉北	82	3	99	3	85	3	266	9		
30 大泉学園	152	4	145	4	154	4	451	12		
31 大泉学園桜	43	2	57	2	83	3	183	7		
32 関	149	5	148	4	184	5	481	14		
33 八坂	84	3	74	2	77	2	235	7		
合計	4,172	128	4,450	129	4,353	125	12,975	382	249	35

区立中学校合計人数（通常の学級 + 特別支援学級〔固定級〕）13,224人

令和6年5月1日現在 特別支援学級等児童数一覧

【小学校・特別支援学級】

種別	学校名	学級数	教員数	児 童 数 (学 年 別)						
				1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
知的 障 害 (固 定 級)	旭丘	2	3	3	5	1	1	5	2	17
	豊玉第二	5	6	2	10	9	3	5	8	37
	開進第二	3	4	3	5	3	2	6	3	22
	北町	4	5	1	8	6	4	7	4	30
	練馬第三	7	8	9	10	4	9	9	13	54
	練馬東	4	5	6	5	6	4	2	4	27
	光が丘春の風	4	5	1	8	5	5	3	3	25
	光が丘第八	6	7	5	10	6	7	8	5	41
	石神井西	3	4	5	4	2	4	3	1	19
	上石神井北	5	6	5	9	6	4	5	6	35
	谷原	5	6	3	6	4	11	5	5	34
	大泉	2	3	1	1	1	4	2	5	14
	大泉第三	5	6	4	5	6	8	7	5	35
	大泉東	4	5	5	5	8	5	4	2	29
	大泉学園	3	4	0	1	7	5	2	8	23
南田中	4	5	5	3	1	7	2	13	31	
自閉・情緒 (固定級)	上石神井北 (石神井学園内)	2	3	0	0	1	1	1	1	4
合 計 (固定級)		68	85	58	95	76	84	76	88	477
難聴 (通級)	旭丘	1	2	0	3	0	2	0	1	6
	石神井	2	3	3	2	5	5	6	3	24
小 計 (難聴)		3	5	3	5	5	7	6	4	30
言語 (通級)	南町	4	5	9	25	22	12	2	3	73
	北町西	3	4	13	21	11	4	6	2	57
	石神井	3	4	6	14	11	13	6	6	56
	大泉	3	4	6	18	13	8	4	5	54
	関町北	2	3	3	8	10	9	4	4	38
小計(言語)		15	20	37	86	67	46	22	20	278
弱視 (通級)	中村西	1	2	1	0	2	2	2	3	10
合 計 (通級)		19	27	41	91	74	55	30	27	318

【小学校・特別支援教室（情緒障害等）】

拠点校	（巡回校）	教員数	指 導 児 童 数 （ 学 年 別 ）						
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
旭 丘		2	3	0	1	0	0	1	5
"	（小竹）	-	2	2	3	0	0	0	7
"	（豊玉第二）	-	0	1	0	0	0	2	3
"	（豊玉東）	-	1	1	3	2	1	3	11
豊玉南		7	1	8	2	5	4	3	23
"	（豊玉）	-	1	1	4	2	2	3	13
"	（中村）	-	3	2	3	8	4	2	22
"	（中村西）	-	3	2	1	4	3	4	17
開進第一		3	0	1	5	2	0	1	9
"	（早宮）	-	0	2	2	2	0	0	6
"	（仲町）	-	4	2	1	1	0	0	8
"	（練馬東）	-	3	2	2	1	2	0	10
練馬第三		4	3	7	1	0	3	3	17
"	（練馬第二）	-	0	3	2	2	2	2	11
"	（向山）	-	4	1	4	4	0	1	14
"	（春日）	-	1	0	2	1	5	0	9
田 柄		5	3	3	3	2	2	0	13
"	（北町）	-	6	5	5	4	2	1	23
"	（北町西）	-	2	2	2	2	1	2	11
"	（田柄第二）	-	2	1	2	4	4	0	13
光が丘四季の香		4	4	0	6	3	2	0	15
"	（旭町）	-	2	2	3	2	0	2	11
"	（光が丘秋の陽）	-	1	3	1	2	2	1	10
"	（光が丘第八）	-	3	0	3	3	2	2	13
石神井		6	2	5	5	5	2	2	21
"	（石神井台）	-	2	2	4	5	5	0	18
"	（上石神井北）	-	1	2	2	5	2	0	12
"	（関町北）	-	3	0	9	3	4	1	20
石神井東		4	2	6	2	2	4	1	17
"	（下石神井）	-	2	5	1	4	4	0	16
"	（南田中）	-	0	2	1	0	2	1	6
"	（南が丘）	-	1	3	2	1	2	0	9
関 町		7	5	5	4	7	1	2	24
"	（石神井西）	-	1	3	2	1	1	3	11

拠点校	(巡回校)	教員数	指 導 児 童 数 (学 年 別)						
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
"	(上石神井)	-	7	5	6	5	6	1	30
"	(立野)	-	0	3	3	4	8	2	20
大泉		5	3	5	4	6	5	5	28
"	(大泉東)	-	3	2	6	4	3	2	20
"	(大泉南)	-	5	3	7	3	3	2	23
大泉第三		6	5	1	3	2	5	3	19
"	(大泉西)	-	1	4	4	7	4	2	22
"	(大泉学園緑)	-	2	3	1	2	2	1	11
"	(大泉学園桜)	-	4	1	4	4	3	2	18
南町		5	1	2	3	5	2	3	16
"	(開進第二)	-	3	3	1	3	3	2	15
"	(開進第三)	-	1	4	4	2	1	3	15
"	(開進第四)	-	2	2	1	2	2	2	11
光が丘春の風		4	4	1	4	5	0	1	15
"	(練馬)	-	2	2	1	3	0	3	11
"	(高松)	-	3	1	1	3	0	0	8
"	(光が丘夏の雲)	-	1	1	3	1	2	0	8
谷原		5	3	3	7	9	3	0	25
"	(光和)	-	2	0	8	1	1	2	14
"	(北原)	-	4	2	2	2	3	0	13
"	(富士見台)	-	2	6	2	2	1	1	14
大泉第六		3	4	3	3	1	1	0	12
"	(大泉第二)	-	1	1	2	3	1	1	9
"	(大泉第四)	-	1	2	1	4	7	0	15
大泉学園		3	4	1	1	2	3	1	12
"	(大泉第一)	-	1	1	2	2	0	0	6
"	(大泉北)	-	2	1	2	5	1	3	14
八坂		4	1	3	3	1	3	3	14
"	(豊溪)	-	3	2	6	2	2	1	16
"	(泉新)	-	0	2	5	0	1	2	10
"	(橋戸)	-	0	4	0	0	2	0	6
合 計		77	146	158	193	184	146	91	918

令和6年5月1日現在 特別支援学級等生徒数一覧

【中学校・特別支援学級】

種別	学校名	学級数	教員数	生徒数（学年別）			
				1年	2年	3年	計
知的障害 （固定級）	旭丘	3	4	13	2	2	17
	中村	2	3	4	7	4	15
	練馬	4	6	5	17	10	32
	光が丘第三	6	8	12	15	16	43
	石神井	6	8	15	20	13	48
	南が丘	3	4	4	2	11	17
	谷原	4	6	10	9	8	27
	大泉	7	9	17	20	13	50
合計（固定級）		35	48	80	92	77	249
難聴（通級）	開進第二	1	2	4	5	2	11
弱視（通級）	開進第三	0	0	0	0	0	0
合計（通級）		1	2	4	5	2	11

【中学校・特別支援教室（情緒障害等）】

拠点校	（巡回校）	教員数	指導生徒数（学年別）			
			1年	2年	3年	計
豊玉第二		6	1	3	1	5
〃	（旭丘）	-	5	1	3	9
〃	（豊玉）	-	3	3	4	10
〃	（中村）	-	2	3	5	10
〃	（開進第一）	-	1	3	3	7
〃	（開進第二）	-	5	4	6	15
〃	（開進第三）	-	2	2	0	4
〃	（開進第四）	-	1	5	2	8
練馬東		6	4	2	3	9
〃	（北町）	-	2	1	4	7
〃	（練馬）	-	5	2	2	9
〃	（貫井）	-	3	3	4	10
〃	（田柄）	-	0	1	3	4
〃	（豊溪）	-	3	6	1	10
〃	（光が丘第一）	-	1	4	1	6
〃	（光が丘第二）	-	3	2	2	7
〃	（光が丘第三）	-	4	0	6	10
上石神井		5	0	8	1	9
〃	（石神井）	-	3	5	0	8
〃	（石神井東）	-	1	2	1	4
〃	（石神井西）	-	1	5	1	7
〃	（石神井南）	-	5	3	0	8
〃	（南が丘）	-	0	5	3	8
〃	（大泉第二）	-	1	1	3	5
〃	（関）	-	8	0	1	9
八坂		6	5	4	6	15
〃	（谷原）	-	3	0	3	6
〃	（三原台）	-	1	3	0	4
〃	（大泉）	-	8	2	3	13
〃	（大泉西）	-	9	3	4	16
〃	（大泉北）	-	0	0	0	0
〃	（大泉学園）	-	1	0	2	3
〃	（大泉学園桜）	-	2	3	2	7
合 計		23	93	89	80	262

令和6年度 区立中学校新1年生学校選択制度による入学状況

		選択制度により 通学区域外から 希望した者 (人) A 1	選択制度により 通学区域外から 入学した者 (人) B 2	入学者 (人) C	割合 (%) B / C	通学区域内の 学齢簿登載者 (人) 3
1	旭丘	10	4	49	8.2	106
2	豊玉	12	9	92	9.8	170
3	豊玉第二	15	9	68	13.2	112
4	中村	27	11	171	6.4	239
5	開進第一	14	9	132	6.8	240
6	開進第二	101	37	132	28.0	136
7	開進第三	40	22	100	22.0	162
8	開進第四	30	18	161	11.2	200
9	北町	19	13	116	11.2	136
10	練馬	19	15	113	13.3	192
11	練馬東	52	34	123	27.6	151
12	貫井	14	12	146	8.2	197
13	田柄	23	14	75	18.7	125
14	豊溪	8	6	44	13.6	82
15	光が丘第一	93	44	88	50.0	43
16	光が丘第二	72	39	106	36.8	89
17	光が丘第三	36	25	149	16.8	170
18	石神井	69	33	198	16.7	254
19	石神井東	69	42	189	22.2	230
20	石神井西	30	8	196	4.1	288
21	石神井南	6	4	111	3.6	161
22	上石神井	40	25	133	18.8	143
23	南が丘	6	4	86	4.7	156
24	谷原	33	12	142	8.5	223
25	三原台	25	17	142	12.0	212
26	大泉	66	16	247	6.5	293
27	大泉第二	33	26	168	15.5	220
28	大泉西	12	9	167	5.4	195
29	大泉北	12	10	81	12.3	110
30	大泉学園	53	43	152	28.3	137
31	大泉学園桜	3	2	42	4.8	91
32	関	17	12	149	8.1	234
33	八坂	4	3	84	3.6	169
合計		1,063	587	4,152	14.1	5,666

1 令和5年11月1日現在（取り下げ前）、選択希望票の提出状況（通学区域外からの希望分）

2 AとBの差は、国都私立中学校入学者および転出者等

3 令和5年10月1日現在、通学区域内の学齢簿登載者数

令和 6 年 6 月 28 日
教育振興部光が丘図書館

練馬区立石神井図書館の指定管理者の選定について

練馬区立石神井図書館については、令和 2 年 4 月 1 日から株式会社図書館流通センターを指定管理者として運営を行ってきた。その指定期間が令和 7 年 3 月 31 日に満了することから、次期の指定管理者の選定を行う。

1 指定期間（予定）

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（5 年間）

2 選定の対象とする団体（現指定管理者）

東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号
株式会社図書館流通センター
代表取締役 谷一 文子

3 上記の団体を選定対象として特定する理由

指定期間終了年度の前年度終了後に実施したモニタリングの最終総合評価において、現指定管理者の評価が「良」であったため、今回は公募によらず対象とする団体を特定する。

4 指定管理者の選定手続予定

指定管理者選定小委員会において、対象団体の企画提案書等提出書類、プレゼンテーションの内容、団体運営施設実地調査、税理士による団体経営診断結果等をもとに評価し、さらに指定管理者選定委員会において、指定管理者選定小委員会からの評価結果の報告をもとに審議し、指定管理者の候補を選定する。

指定管理者の指定の議案は、令和 6 年第四回練馬区議会定例会に提出する。

5 評価項目・評価基準

別紙のとおり

練馬区立石神井図書館 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準
団体 審査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性
	2 当該施設の 運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応
提案 審査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制
	4 運営経験を 生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組
	5 施設の維持管理・ 安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制
	6 効率的な管理 運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性
	7 施設特性に 応じた 評価項目	(1) 館、地域や利用者の特性に応じた事業の提案 (2) 図書館事業の利用促進につながる提案 (3) 図書館資料の管理に関する提案
	8 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進

令和 6 年 6 月 28 日
福祉部障害者施策推進課
こども家庭部子育て支援課

練馬区立谷原フレンドおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブの 指定管理者の選定について

練馬区立谷原フレンドおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブについては、令和 2 年 4 月 1 日からそれぞれ、社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会を指定管理者として運営を行ってきた。その指定期間が令和 7 年 3 月 31 日に満了することから、次期の指定管理者の選定を行う。

1 指定期間（予定）

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（5 年間）

2 選定の対象とする団体（現指定管理者）

東京都新宿区西新宿七丁目 8 番 10 号 オークラヤビル 2 階
社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会
理事長 立原 麻里子

3 上記の団体を選定対象として特定する理由

指定期間終了年度の前年度終了後に実施したモニタリングの最終総合評価において、現指定管理者の評価が「良」であったため、今回は公募によらず対象とする団体を特定する。

4 指定管理者の選定手続予定

指定管理者選定小委員会において、対象団体の企画書等提出書類、プレゼンテーション、団体運営施設実地調査、税理士による団体経営診断結果等をもとに評価し、さらに指定管理者選定委員会において、指定管理者選定小委員会からの評価結果の報告をもとに審議し、指定管理者の候補を選定する。

指定管理者の指定の議案は、令和 6 年第四回練馬区議会定例会に提出する。

5 評価項目・評価基準

別紙のとおり

練馬区立谷原フレンドおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブ

評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準
団 体 審 査	1 安定性・継続性	補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 事業効率の状況 資金力の有無 借入金の返済能力の有無 経営の安全性
	2 当該施設の運営実績	当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 利用者等への対応
提 案 審 査	3 施設運営体制	施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 職員に対する教育、研修体制 感染症拡大防止のための取組
	4 運営経験を生かした取組	当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組
	5 施設の維持管理・安全性への配慮	日常的な点検体制 災害その他緊急時の危機管理体制 管理上の不具合や問題の区への報告体制
	6 効率的な管理運営	効率的な人員配置 再委託の範囲の妥当性 事業計画と収支計画の妥当性 その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 提案金額の妥当性
	7 施設特性に応じた評価項目	障害のある方が、地域で暮らし続けるための取組 地域や近隣施設との連携による学童保育の取組 一体的な施設運営に向けた事業内容の提案
	8 地域への貢献	区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進

令和6年度練馬子ども議会の開催について

1 目的

(1) 区政に関する意見の聴取

中学生が日頃疑問に思っていること、子ども議員として希望や意見などを表明する場を提供するとともに、区政に反映させる機会とする。

(2) 区政や区議会、選挙の仕組みについての学習

区政や区議会の仕組みを学習するとともに、選挙の仕組みについて理解を深め、区政への関心を高める機会とする。

2 実施内容

(1) 開催期間

ア 学習会 令和6年6月29日（土）～令和6年7月25日（木）【4回】

イ 開会宣言・意見交換会 令和6年7月25日（木）

ウ 子ども提言発表会 令和6年8月1日（木）

(2) 子ども議員

区立中学校および国・都・私立中学校生徒 40名程度

(3) 学習会、意見交換会、子ども提言発表会等

ア 事前学習

タブレットを活用した区政および区議会制度、選挙制度の事前学習

イ 学習会（6月29日、7月6日・22日・25日）

地域調査、提言発表等について学習会（4回）を区役所内会議室等で行う。

ウ 開会宣言・意見交換会（7月25日）

議場にて開会宣言を行う。

全員協議会室にて提言（案）を発表し、子ども議員間で意見交換を行う。

エ 子ども提言発表会（8月1日）

生涯学習センターホールにて区に対して提言発表を行う。

オ 報告書

練馬子ども議会の報告書を作成し、区内小中学校等に配布する。

3 子ども議員の推薦および子ども提言発表会の周知

(1) 子ども議員の推薦

区立中学校および区内所在の国・都・私立中学校に子ども議員の推薦を依頼する。

(2) 子ども提言発表会の周知

区報（7月21日号）、区ホームページおよび教育だよりにより周知する。

令和 6 年 6 月 28 日
こども家庭部在宅育児支援担当課

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の実施について

仕事をしている方も在宅で子育てをしている方も安心して子育てができるように支援するため、第3次みどりの風吹くまちビジョン・アクションプラン（年度別取組計画）に基づき、以下のとおり、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を新たに実施する。

なお、実施にあたっては、東京都の補助事業を活用する。

1 事業概要

(1) 内容

未就学児の保護者が自宅等で子どもを預かるベビーシッターを利用した場合、利用料の一部を区が補助する。

(2) 補助対象となるベビーシッター事業者等

都が認定したベビーシッター事業者で、かつ、都が指定する研修を修了したベビーシッター

(3) 補助上限時間（年度あたり）

児童一人あたり 144 時間（多胎児は、児童一人あたり 288 時間）

(4) 補助上限額（1 時間あたり）

7 時～22 時 2,500 円、22 時～翌 7 時 3,500 円

(5) 対象経費

ベビーシッター利用料（なお、入会金、家事援助、交通費等は対象外）

(6) 申請方法

郵送または電子申請（LoGo フォーム）

2 事業開始

令和 6 年 7 月 1 日

3 周知

区報（7 月 1 日号）、区ホームページ、ねりま子育て応援アプリ、SNS、チラシ等